

二つの裁判

1996（平成8）年、「らい予防法」は廃止されました。しかし、隔離政策がもたらした被害について国の謝罪はありませんでした。元患者たちは隔離政策による人生被害を裁判所に訴え、2001（平成13）年、国の責任を認める判決が出されました。この裁判には、沖縄から多くの元患者が参加しました。裁判後、沖縄県知事は療養所と退所者の会を訪れ、県が無らい県運動を進めて患者を隔離したことを謝罪しました。

2019（令和元）年には、親族や地域社会から排除されて苦しんできた患者家族も、「らい予防法」の被害者と認められました。

改正された「ハンセン病問題基本法（略称）」は、元患者や家族に対する差別・偏見のない社会の実現に向けて、国や地方自治体が実行することを定めています。

私たちとともにいる回復者の暮らし

私たちは、ハンセン病回復者や家族とともに地域社会で暮らしています。その多くの方たちがこれまでに受けた偏見や差別から、自分や家族が患っていた病気について隠して暮らしています。

今、回復者の方も高齢化し、医療や福祉が必要になっています。しかし、ハンセン病の後遺症に理解のある医療機関は限られ、また、自分がハンセン病の回復者であると知られてしまうことを恐れて、病院に行けない人や介護サービスを受けられない人がいます。安心して治療や介護を受けられる場が求められています。

原告番号474番 30代女性、沖縄在住

「ぱい菌近寄るな」今も耳に残る言葉。なぜ、そんなことを言われるのか、どうして近所の同世代の子どもは私たちきょうだいと遊んでくれないのか。わからないまま大きくなつた。元患者であることを墓場まで持っていく覚悟だった母は、この裁判でようやく、自分の口から話してくれた。

本人も家族も、この秘密に苦しめられた。どうしてここまで秘密にしなければ生きてこれなかったのか。知る、興味を持ってもらう。そして次の世代がこんな愚かな政策を二度と許さない社会をつくるよう、今こうして立ち上がった元患者の家族全員で進んでいきたい。

改正された「ハンセン病問題基本法（略称）」は、元患者や家族に対する差別・偏見のない社会の実現に向けて、国や地方自治体が実行することを定めています。



沖縄県知事 玉城デニー

かつて行われた国の隔離政策により、多くの患者・元患者の人権が侵害され、社会においては厳しい偏見や差別が存在していました。

県においても、国の施策に関わってきた時代があったことを深く反省し、誰一人取り残すことのない社会の実現を目指し、二度と同じ過ちを繰り返さないよう、ハンセン病問題の啓発に努めるとともに、回復者や御家族が安心して暮らせる社会づくりに取り組んでまいります。

相談窓口

- ソーシャルワーカーによる回復者の医療・介護福祉 TEL:098-832-9528 E-mail: iryoukaigo@yuunakyoukai.jp
毎週月曜日13時～17時（祝祭日のぞく）沖縄県ゆうな協会
- 元患者家族の補償金 TEL:03-3595-2262（厚生労働省補償金担当）
10時～16時（土日祝祭日、年末年始のぞく）
- 療養所・自治会 沖縄愛楽園 TEL:0980-52-8331 沖縄愛楽園自治会 TEL:0980-52-8115
宮古南静園 TEL:0980-72-5321 宮古南静園入所者自治会 TEL:0980-72-5441

療養所は地域に開かれた施設です



療養所はハンセン病問題基本法に基づき、地域に開かれた施設となっています。菊池恵楓園（熊本県）や多磨全生園（東京都）には保育園が、邑久光明園（岡山県）には特別養護老人ホームが併設されています。

沖縄愛樂園や宮古南静園では、保険診療による外来治療を行っており、地域の人々に利用されています。また、夏祭りやゲートボール大会を開催し、地域住民との交流を行うほか、資料館を設置し、人権や平和の学びの場となっています。入所者の講話やボランティアガイド、学芸員による園内案内・展示解説なども行われています。

2022（令和4）年5月1日現在の入所者数は、沖縄愛樂園108名（平均年齢：85.7歳）、宮古南静園45名（平均年齢：89.5歳）となっています。



*現在、新型コロナウイルス感染症の影響で、外来診療やイベント等は制限または休止されている場合があります。詳しくは各自治会、資料館にお問い合わせ下さい。

資料館を訪れてみませんか？



沖縄愛樂園交流会館 *入館無料

〒905-1635 名護市済井出1192
開館 10時～17時（入館は16時半まで）
休館 月曜・祝祭日
TEL・FAX:0980-52-8453
E-mail:kouryu.airakuen@gmail.com



常設や企画の展示室、講話室、視聴覚室、図書阅览コーナーがあり、毎年8月に教員向け講座、不定期に企画展やイベントを開催しています。学芸員やボランティアガイドによる園内案内・展示解説などを行っています。交流会館YouTube動画は右上のQRコードから視聴できます。



宮古南静園ハンセン病歴史資料館・人権啓発交流センター *入館無料

〒906-0003 宮古島市平良字島尻888
開館 10時～16時（入館は15時半まで）
休館 每月第4金曜・年末年始
TEL:0980-72-5321 FAX:0980-72-5859

常設展示室・証言の部屋・再現された監禁室・入所者の作品展示室・図書室などがあります。音声や映像による入所者証言ブースやボランティアガイドによる園内フィールドワークなど、ハンセン病隔離政策と療養所で生きてきた人々の歴史を知り、人権や平和について学ぶことができます。



沖縄県
沖縄県人権啓発活動ネットワーク協議会
沖縄県保健医療部地域保健課 TEL:098-866-2215

1981
愛樂園・南静園
内の学校閉校

ハンセン病って、どんな病気？

ハンセン病は病原性の弱い細菌による感染症です。自然治癒することも少な
くありませんでしたが、発病すると主に皮膚や末梢神経がおかされ、有効な治
療薬がなかった時代、後遺症が残ることもありました。1873（明治6）年に、
ノルウェーの医師、ハンセンが病原菌を発見しました。1943（昭和18）年、
米国で治療薬「プロミン」の優れた効果が発表され、その後いくつもの有効な
治療薬が開発されて、ハンセン病は完全に治る病気になりました。

発病には、栄養や衛生状況などさまざまな要素が関係するため、少なくとも
現在の日本で私たちがハンセン病になることはほぼありません。世界的にはア
ジア・アフリカ地域を中心に年間約20万人の人が発病しています。

1873
ノルウェーの医師ハンセン病原菌を発見

日本ではどのような政策がとられたの？

1907（明治40）年、日本政府はハ
ンセン病患者の隔離政策を始め、1931
(昭和6)年には、すべての患者を療養
所に生涯隔離する「癪予防法」を制定
しました。医師や警察官が患者の家を
訪れ、患者は療養所に隔離され、家は
消毒されました。その様子からハンセ
ン病は「恐ろしい病気」というイメ
ージが広がりました。



患者の家を訪れる警察官と園職員

国と住民は一体となって患者を地域から排除する「無らい県運動」を行い、
患者や家族への偏見や差別が強みました。患者は自ら療養所に行くしかない
状況に追い込まれました。

日本ではプロミン治療が1946（昭和21）年から始まりました。沖縄でも
1949年から始まって多くの人が回復しました。そもそも患者を隔離するハン
セン病予防の方法が正しかったのかは疑問ですが、国際的には、有効な治療薬
の登場により、患者隔離政策は廃止され、日本でも入所者たちは隔離政策をや
めるよう声を上げ続けました。しかし、日本では戦後も「無らい県運動」が続
きました。患者を長期間にわたって強制的に隔離することを定めた「らい予防
法」が廃止されたのは1996（平成8）年です。

1897
第1回国際らい会議（ドイツ）
ハンセン病は感染症であること
が認められる

1907 法律「癪予防に関する件」公布
男性入所者の不妊手術始まる
1909 全国に5か所の療養所が開設
沖縄県会が天久の療養所案否決
1915 全生病院長、光田健輔による
1916 光田健輔、国立療養所候補地
調査のため西表島視察

2019
ハンセン病家族訴訟、原告
勝訴判決確定。地裁判決時
の県内の原告244名

2009
ハンセン病問題基本法施行
療養所が地域に開かれた施
設として位置づけられる

2004
愛樂園と南静園の沖
縄戦没者、和平の
碑への刻銘始まる
2001
ハンセン病違憲国賠
裁判、原告勝訴判決
確定。地裁判決時の
県内の原告337名

1998
ハンセン病
違憲国賠裁
判、熊本地
裁に提訴
1996
法律「らい予防法」廃止

沖縄ではどのようなことがあったの？



八重山地域の患者を乗せて愛樂園に向かう粟国丸（1938年）

患者収容も行われました。

1944（昭和19）年に日本軍が沖縄に配備されると、療養所の医師と協力して患者の強制収容が行われました。それとともに、患者や家族に対する人々の偏見や差別が強まりました。

戦後、地上戦で破壊しつくされた米軍支配下の沖縄では、ハンセン病の発症者が増加しました。ハンセン病は治療薬プロミンで治る病気になりましたが、隔離政策は続けられました。療養所と保健所、市町村は集落の人々の情報をもとに患者検診を何度も行い、患者は療養所へ収容され、家は真っ白に消毒されました。



沖縄戦の被弾跡が残る愛樂園の水タンク

一方、療養所は定員を大幅に超えていたため、回復した人を「軽快退園」させて、療養所の病床をあけました。そのため、他県とくらべて沖縄の退所者は多いのですが、それまでと同じようにハンセン病患者隔離が続くながで、人々は患者や回復者に対して、地域社会と一緒に暮らすことはできないと偏見を持ち続け、排除し続けました。そのため、隠れるように集落で暮らしていた患者や回復者の多くが、家を離れなければなりませんでした。

この病気は、病気した人だけ嫌うんじやなくて、家族全体嫌うさね。だからもう翌日すぐ荷物まとめてこっちに。友達とか先生とかには何も言わずに。三学期頃こっちに入れられたもんだから、卒業証書はもらえなかった。

1915

全生病院長、光田健輔による
男性入所者の不妊手術始まる

1916 光田健輔、国立療養所候補地
調査のため西表島視察

2009
ハンセン病問題基本法施行
療養所が地域に開かれた施
設として位置づけられる

2004
愛樂園と南静園の沖
縄戦没者、和平の
碑への刻銘始まる
2001
ハンセン病
違憲国賠裁
判、原告勝訴判決
確定。地裁判決時の
県内の原告337名

1998
ハンセン病
違憲国賠裁
判、熊本地
裁に提訴
1996
法律「らい予防法」廃止

沖縄戦のとき療養所は？

南静園も愛樂園も十・十空襲とそ
の後の激しい空爆と艦砲射撃を受け
ました。職員たちは職場を放棄して
園を逃げ出し、隣接落に疎開する
などしましたが、入所者たちは日本軍
に追われて海岸線の自然壕や雑木林
に避難したり、自分たちで掘った横
穴の防空壕に身を寄せ合いました。
沖縄戦で二つの療養所は壊滅状態に
なりました。

入所者は極度な栄養失調になり、
感覚を失った手足の傷を悪化させま
した。マラリアや赤痢等も流行り、
防空壕の中で約400名の方が命を落
としました。亡くなった人は激しい爆撃の合間に埋葬され、戦後、入所者の
手で火葬されました。お骨は納骨堂に収められています。

1995（平成7）年、沖縄県は「平和の碑」を建設し、沖縄戦などで亡く
なった人の名前を刻みました。国籍、軍人・民間人の別を問わず、申請された
全ての方の刻名は戦没者一人一人の生きた証です。しかし、療養所で亡く
なった人の刻名申請はわずかで、療養所の戦没者の刻銘が始まったのは2004
(平成16)年からです。

野原忠雄さん 1935年、宮古島市上野生まれ

夜が明ける前に起きて、隣近所が寝てい
るうちに、隠れるようにしてよ。着替えだ
け持つて（母と）家を出た。歩いて南静園
に。昭和17年、7歳だった。（園で別れると
き）「母ちゃんは何で自分を置いていくの
か」と泣いてね。

入園したとき、天使寮といって、子供の
寮があった。昭和19年、空襲が激しくなる
前、子供を夫婦（在園者）に預けたんだよ。
預けるんだけど全員が引き取られたわけでは
ない。引き取り先のない子供は天使寮に
残っておったよ。その子供たちは戦争中に
ほとんどが亡くなつたよ。子供は食べ物を
探しきれないから。私なんかは良い夫婦に
当たったから助かっているさ。

1972
沖縄の本土復帰により2療養所「らい予
防法」の適用を受ける。沖縄振興開発特
別措置法により在宅治療制度等が継続

1967
日本政府援助による
学童検診始まる

1961
入所者の反対を押し
切り琉球政府「ハン
セン氏病予防法」公
布

1958
第1回国際らい会議
開催（東京）。特別な
法による発病者の療
養所隔離批判される

療養所で亡くなつた人はどうなつたの？

療養所に隔離された多くの人たちは、亡くなつても身内にお骨を引き取られず、家族のもとに帰ることができませんでした。今も、納骨堂には故郷に帰ることができないお骨が眠っています。

また、納骨堂には生まれることができなかつた子どもたちのお骨もあります。療養所では子どもを産み、育てることは認められず、男性を不妊にさせる断種や妊娠した女性の堕胎が行われました。2007（平成19）年、納骨堂の隣に生まれることができなかつた子どもたちの碑が建てられました。



愛樂園での慰靈祭

1931

法律「癪予防法」公布。
全发病者の療養所隔離
定められる。宮古保養院
(現、宮古南静園) 開院
1932 嶺山事件起こる

1938

沖縄島・八重山か
ら愛樂園に患者収
容。国頭愛樂園(現、1941
沖縄愛樂園)開園。
翌年、学校開設

1944

日本軍による患者収容行わ
れる。10・10空襲と以降
の空襲で園施設壊滅

1949
八重山から愛樂園に患
者収容。沖縄でプロミン
治療始まる